

議案第67号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例について

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」といいます。）により、旅館業法（昭和23年法律第138号）が改正され、旅館業営業の事業譲渡が営業者の地位承継と同様の取り扱いとなります。これに伴い、港区保健衛生事務手数料条例（平成12年港区条例第17号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正の背景・理由

現在、旅館業営業の事業譲渡をする場合の手続は、新規の許可申請と同様の取扱いであるため、旅館業許可申請手数料を徴収しています。旅館業法の改正に伴い、事業譲渡が相続等と同様の取扱いに変更されます。これに伴い、「旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請審査」の事務に、事業譲渡において引用する旅館業法の規定を追加します。

2 改正内容

旅館業の許可を受けた地位承継の承認申請の審査事務に、事業譲渡に関する規定を追加します。

3 施行期日

改正法の施行の日

※改正法の公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

港区保健衛生事務手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
(前略)		(前略)	
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
事務	名称	事務	名称
一 (略)	(略)	一 (略)	(略)
二 旅館業法第三条の二 第一項、第三条の第三 一項又は第三条の第四 一項の規定に基づく旅 館業の許可を受けた地 位の承継の承認申請に 対する審査	(略)	二 旅館業法第三条の二 第一項又は第三条の三 第一項の規定に基づく 旅館業の許可を受けた 地位の承継の承認申請 に対する審査	(略)
三〜七十 (略)	(略)	三〜七十 (略)	(略)
額	徴収時期	額	徴収時期
(略)	(略)	(略)	(略)
付則			
<p>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。</p>			